

財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター寄附行為

平成5年7月1日
鹿児島県知事許可
指令労第 1 号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を鹿児島県鹿児島市中央町10番地に置く。

(目的)

第3条 センターは、中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者の在職中の生活安定に係る事業
- (2) 中小企業勤労者の健康の維持増進に係る事業
- (3) 中小企業勤労者の老後生活の安定に係る事業
- (4) 中小企業勤労者の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (5) 中小企業勤労者の財産形成に係る事業
- (6) 中小企業勤労者の福祉に係る広報事業
- (7) 鹿児島市勤労者交流センターの管理運営受託事業
- (8) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) センターの設立の際基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) センターの設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 センターの事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければな